

「自転車に関係のある標識・表示を知ろう！」

■自転車を安全に安心して利用できるように、道路にはたくさんの標識・表示があります。自転車を利用するときには、必ずこれら標識・表示を確認して、安全に走行しましょう。



自転車専用

自転車のみ通行できる。



自転車及び歩行者専用

自転車と歩行者のみ通行できる。



自転車横断帯

自転車は横断帯が設置されていることを示す。



並進可

2台の自転車が並んで通行できる。



歩行者専用

歩行者のみ通行できる。



横断歩道と自転車横断帯

横断歩道と自転車横断帯が設置されていることを示す。



通行止め

歩行者、車両、路面電車のすべてが通行できない。



車両通行止め

自動車や自転車などの車両が通行できない。



車両進入禁止

車両は、この標識がある方向から進入できない。



自転車通行止め

自転車は通行できない。



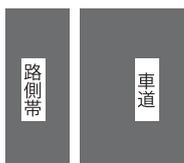
一時停止

自転車も含めて、車両、路面電車は、一度止まらなければならない。



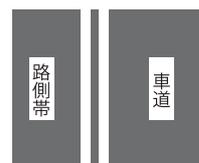
徐行

すぐに止まることができ、速さで通行しなければならない。



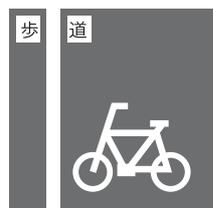
路側帯

自転車は車道の左側の路側帯を通行することができる。



歩行者専用路側帯

自転車は白の二本線の標示のある路側帯は通ることができない。



普通自転車の歩道通行部分

自転車で歩道を通行する場合、絵の描いてある部分を通行しなければならない。



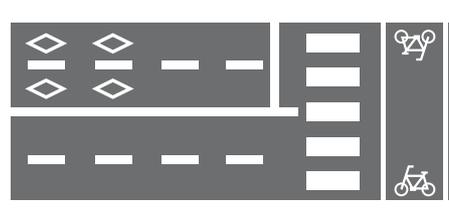
自転車横断帯

自転車が横断するための場所として示された部分である。絵の描いてある指定された部分を通行し横断する。



普通自転車の交差点進入禁止

- 自転車は標示を越えて交差点へ進入してはいけない。
- 左側の歩道に入らなければいけない。



横断歩道又は自転車横断帯あり

◇印は前方に横断歩道又は自転車横断帯が設定されていることを知らせる標示。



市内に設置されている様々な標識や表示を注意して見てみましょう！

